

商工会議所担当者用

汚染負荷量賦課金

Q&A集

(2023年度)

 独立行政法人
環境再生保全機構

 日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

目次

1 公害健康被害補償制度の概要	1
2 公害健康被害補償業務の概要	2
3 納付義務者及び汚染負荷量賦課金の額	5
4 申告書の記載方法	10
5 申告と納付の方法	11
6 硫黄酸化物の年間排出量の算定	14
7 A様式を用いる場合の算定方法	16
8 B、C、D様式を用いる場合の算定方法	21
9 E様式及びb様式について	25
10 申告書に添付すべき書類	29
11 申告等に関連する諸届出	32
12 誤りの訂正・記載漏れについて	35
13 強制徴収・罰則・書類の保存義務等	36
14 各届出書の提出方法	38
15 委託業務関連オンラインシステム	39
16 申告納付説明・相談会	40
17 トラブル対応	40

(参考)

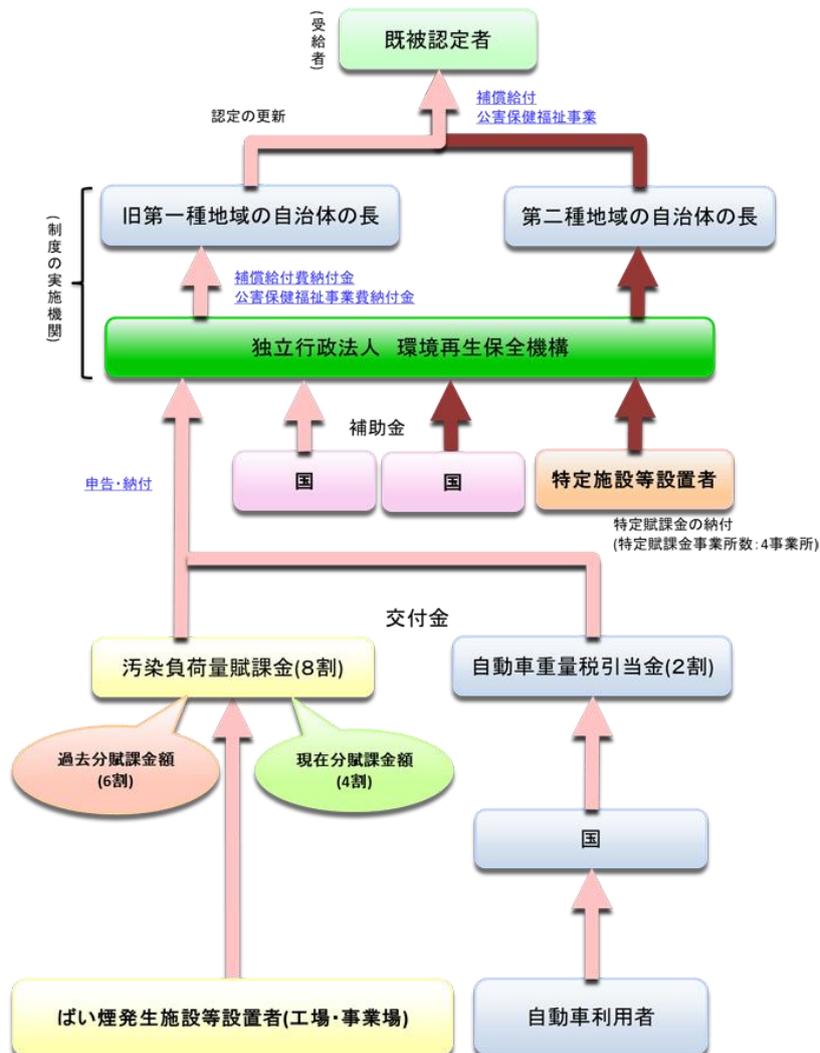
1 「電子申告等届出書」の記載上の留意点	32
2 「代理人選任・解任届出書」の記載上の留意点	33
3 「名称等変更届出書」の記載上の留意点	34

1 公害健康被害補償制度の概要

日本経済は1955（昭和30）年代から1965（昭和40）年代にかけて目覚ましい発展を遂げました。反面、工場などが排出するばい煙、汚水などにより地域住民に被害を及ぼしました。1971（昭和46）年から1973（昭和48）年にかけて、四大公害裁判の判決が出され、健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的として、1974（昭和49）年に「公害健康被害補償法」が施行されました。同法は1988（昭和63）年の改正とともに「公害健康被害の補償等に関する法律」と改称し、同法に基づく公害被害者の救済制度を「公害健康被害補償制度」と呼びます。

本制度は補償給付及び公害保健福祉事業に必要な費用の相当分（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）をばい煙発生施設設置者又は特定施設設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等（46 市区）に納付する業務を行うものです。詳細は下図および機構 HP（<https://www.erca.go.jp/fukakin/seido/gaiyo.html>）をご参照ください。

なお、1988（昭和63）年の法改正により旧第一種地域（41 地域）の指定解除を行うとともに、新たな患者の認定は行われていません。



2 公害健康被害補償業務の概要

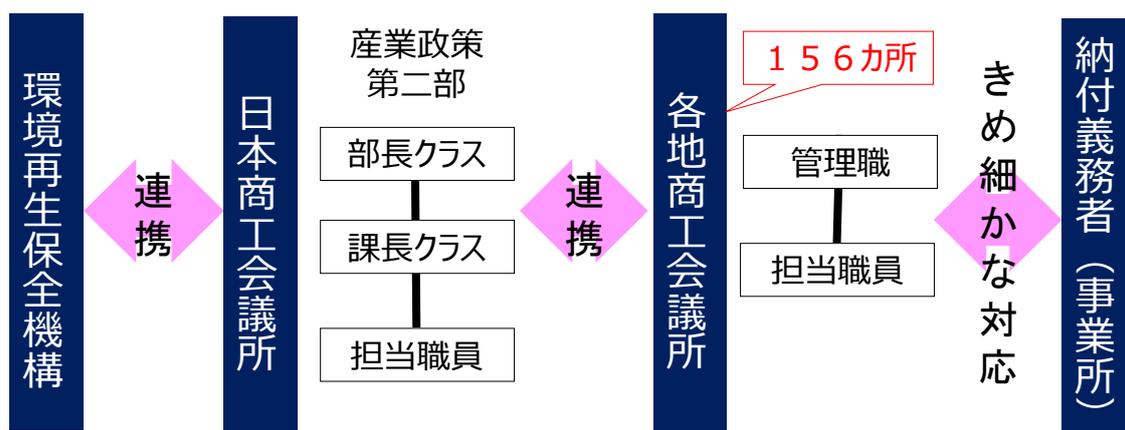
汚染負荷量賦課金の納付義務者は、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）に対して「汚染負荷量賦課金の申告・納付」を行います。これに関する業務の一部を日本商工会議所（以下「日商」という。）と 156 の業務実施商工会議所が受託しています。本業務はまず機構が日商に委託し、日商が業務実施商工会議所へ再委託する形式を採っています。再委託契約書は日商と業務実施商工会議所との間で締結しておりますので、ご確認ください。

業務実施商工会議所で行っていただく業務内容の概要は以下の通りです。

- ・ 申告関係書類の事業者への送付
- ・ 納付義務者の相談および情報提供への対応
- ・ 「説明・相談会」の開催
- ・ 適切な申告書類提出の慫慂
- ・ 申告書等の受理および点検
- ・ 申告状況の報告
- ・ 未申告事業所に対する措置
- ・ 事業者の申告の記録
- ・ 申告書等の機構への送付

詳しくは「仕様書」をご確認ください。

本業務の実施体制は以下の図のとおりです。併せてご参照ください。



<質疑応答集>

Q 2-1 委託業務の年間スケジュールを教えてください。

A 「汚染負荷量賦課金徴収関連業務の手引き」3ページをご確認ください。特に、事業者から提出された申告書等の機構への送付、「各地商工会議所別委託事業実績書」「業務実施台帳」の提出は、委託費のお支払いに影響を及ぼす重要な作業です。期限通りの作業にご協力をお願いいたします。

Q 2-2 公害健康被害補償業務の流れや申告書の作成方法が分かる資料はありませんか？

A 商工会議所向けのマニュアルについては、研修会にて「汚染負荷量賦課金徴収関連業務の手引き」を配布しています。こちらの資料には、本年度の徴収業務の流れや委託業務の内容等が掲載されていますので、本業務担当者の方は必ずご確認のうえ、何かご不明な点が発生いたしましたら、まずは本マニュアルをご参照ください。

事業者向けのマニュアルについては、機構のホームページ「賦課金特設サイト」において、説明・相談会の配布資料、申告手続き動画、「申告・納付の手続き」「申告書類作成マニュアル」、各種届出書フォーム等を公開しています。

URL : <https://www.erca.go.jp/fukakin/tokusetsu/>

Q 2-3 日商と各地商工会議所との間で締結する2019～23年度の再委託契約について、前5カ年と比べて変更された点を教えてください。

A 再委託契約は、機構と日商との間で締結された委託契約の内容に準拠する形で作成いたしました。その結果、再委託契約については、暴力団対策法を踏まえ、第19条「甲による契約の解除等」の記載が前契約に比べて明確になっています。

また、「個人情報の取扱いに関する契約書」を新たに締結したことから、従前に比べて個人・法人情報の取扱いに十二分にご留意いただきますようお願いいたします。

本業務従事担当者の皆様におかれましては、2019年度より新たに締結しました「再委託契約書」「仕様書」「個人情報の取扱いに関する契約書」を必ずご確認いただきますようお願いいたします。

Q 2-4 公害健康被害補償業務関連の日商からの連絡はどのような形で送られてきますか？

A CCIスクエア(商工会議所イントラネット)への掲載、および、ご登録いただいている本業務主担当の方のアドレスにメールをお送りいたします。連絡内容によりましては、メールでのご連

絡のみの場合もございます。本業務主担当の方は、本業務にかかるメールのご確認・共有・保存をお願いいたします。本業務担当者が交代になりましたら、メールにて「日本商工会議所 産業政策第二部 汚染賦課金事業担当者 (sangyo2@jcci.or.jp)」宛にご連絡をお願いいたします。

Q 2-5 日商から各地商工会議所へ支払われる委託費の計算方法を教えてください。

A 日商から各地商工会議所にお支払いする委託費は、「事務取扱事業所数」に対応しています。「各地商工会議所別委託事業実績書」、「業務実施台帳」等により、機構と協議のうえ、徴収実施期間に当該年度の申告書を提出した事業所について審査し、事務取扱事業所数を決定することになっています。再委託単価表は再委託契約書の別添をご確認ください。

- 各地商工会議所へ委託費をお支払いする際には、上記内容に基づいて計算された金額に消費税を加えます。

Q 2-6 日商から各地商工会議所への委託費の支払いスケジュールを教えてください。

A 原則として、委託費は毎年 10 月末頃にお支払いします。請求書送付のご依頼から各地商工会議所への支払いまでのスケジュール(想定)を以下にまとめましたので、ご参照ください。

手続き		実施時期 (通常)
① 「各地商工会議所別委託事業実績書」および「業務実施台帳」の提出 (委託業務関連オンラインシステム)	各地	6月中旬 (徴収実施期間終了後) ~ 6月末
② 「事務取扱事業所数決定通知書」の送付 (メール)	日商→各地	8月頃
③ 業務委託費請求書の送付	各地→日商	② の到着後~8月末
④ 委託費の振込	日商→各地	10月末

「③業務委託費請求書の送付依頼」は C C I スクエアにご案内を掲載するとともに、各地商工会議所の本業務主担当のアドレスにメールをお送りします。

「④委託費」は、振込日が確定次第、振込金額とともに本業務主担当のアドレスにメールでご連絡いたします。

3 納付義務者及び汚染負荷量賦課金の額

納付義務者

(1) 納付義務者

指定地域の解除があった日(1988(昭和63)年3月1日)の前日の属する年度の初日(1987(昭和62)年4月1日)に納付義務者としての要件を満たしていた事業者です。

具体的には、次の要件に該当する事業者が、汚染負荷量賦課金(以下「賦課金」という。)の納付義務者として、将来にわたって毎年度、申告・納付をする義務を負います。

- ① 1987(昭和62)年4月1日に、ばい煙発生施設等(大気汚染防止法(以下「大防法」という。)に定めるもの)を設置していた事業者。
- ② その施設が、硫黄酸化物(以下「SO_x」という。)を排出し得るものであったこと。
- ③ その施設が、設置されていた工場・事業場(以下「事業者」という。)における最大排出ガス量の合計が、旧指定地域の場合5,000m³N/h以上、その他地域の場合10,000m³N/h以上であったこと。

【参 考】

1. 最大排出ガス量とは、ばい煙発生施設を定格の能力(長時間安定して運転することができる最大限の能力)で運転したときの施設の排出ガス量(湿りガス)の合計をいいます。
なお、最大排出ガス量の合計には、予備施設・休止施設などのガス量も含まれます。
2. 1987(昭和62)年4月1日に上記要件を満たしていた事業者は、4月2日以降に、ばい煙発生施設を変更または廃止して事業者の最大排出ガス量の合計が、旧指定地域5,000m³N/h未満、その他地域10,000m³N/h未満に減少した場合、事業所を閉鎖または廃止した場合でも汚染負荷量賦課金を申告・納付する義務があります。

汚染負荷量賦課金

(2) 汚染負荷量賦課金の額

指定地域解除前の硫黄酸化物排出量を基本に、指定地域解除後のSO_x排出量も勘案して算定します。具体的には、次の①②の額を合算したものとなります。

過去分

① 過去分の賦課金額

各年度の要徴収額(補償給付等に必要額)のうち6割分とし、各事業所の過去分の賦課金については、指定地域解除前5年間(1982(昭和57)年～1986(昭和61)年の「算定基礎期間」における「過去分SO_x累積換算量」に、過去分賦課料率を乗じて算定した額

現在分

② 現在分の賦課金額

各年度の要徴収額(補償給付等に必要額)のうち4割分とし、各事業所の現在分の賦課金額は、各事業者の前年のSO_x排出量に、地域に応じた現在分賦課料率を乗じて算定した額

【参考】

過去分と現在分の負担割合は、公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)の政令によって6:4と定められています。

【注意事項】

過去分賦課金額及び現在分賦課金額に1円未満の端数があるとき、並びに合計金額に100円未満の端数があるときは、これらを切り捨てます。

前年のSO_x排出量の算定には、大防法に規定されたばい煙発生施設等以外の施設(例:小型の貫流ボイラー、非常用発電機など)も対象となります。

納付義務の承継

(3) 納付義務の承継

合併、会社分割、事業譲渡、施設の賃貸借等により組織形態が変わった場合も原則として納付義務は承継されます。

組織形態の変更については、それぞれのケースごとに個別に判断していますので、そのような事案が発生する場合は、まず機構に問い合わせてください。

なお、変更が生じる場合は、「名称等変更届出書」とその事案の実態がわかる契約書、登記簿謄本などの添付資料を遅延なく機構に提出するようしてください。(32ページ参照。)

<質疑応答集>

Q 3-1 ばい煙発生施設とは何をいうのですか？

A 大防法第2条第2項に規定する施設(具体的には大防法施行令別表第一に掲載されていた33施設)をいいます。

Q 3-2 SO_xを排出し得るとはどのようなことですか？

A 現在排出しているかどうかということではなく、SO_xの排出可能(硫黄分を含む燃原料を燃焼できる等)な施設をいいます。したがって、予備施設及び休止施設も廃止しない限りは、排出し得る施設に含まれます。

Q 3-3 試運転や実験的に使用した分の燃原料や、非常用の発電機などで使用した燃料も申告する必要がありますか？

A 事業所において前年中に排出されたすべてのSO_x量が申告の対象となりますので、その分も申告してください。

Q 3-4 ばい煙発生施設を設置する工場・事業場が複数隣接してある場合、同一事業者として取り扱うのですか？

A ばい煙発生施設設置者の工場・事業場が複数隣接してある場合は、次のとおり取り扱います。

- ① 同一敷地内に組織上、生産工程上等から一体とみなされる複数の工場・事業所がある場合は、同一事業者として取り扱います。
- ② 道路、河川をへだてている等近接した敷地に複数の工場・事業場がある場合は、組織上、生産工程上等からみて、ばい煙を発生する工場・事業場として一体とみなされる場合は同一事業者として取り扱います。

※具体的なケースについては、機構に問い合わせてください。

Q 3-5 排風機(ブロワー)が設置されている施設の最大排出ガス量は、どのようにとらえるのですか？

A 排風機によって排出ガスを吸引し、大気中に排出している場合は、原則として排風機の排風能力(m³N/h)をもって最大排出ガス量とします。

Q 3-6 最大排出ガス量がわからない場合は、どのようにすればよいのですか？

A 機構に問い合わせてください。機構では、当該施設の能力等を示す資料を提出していただき、検討した結果を連絡いたします。

Q 3-7 1987(昭和62)年4月1日に、納付義務の要件を満たしていなかった事業者が、その後施設の拡充等を行った場合はどうなるのですか？

A 1987(昭和62)年4月1日に、納付義務の要件を満たしていなかった事業者が、その後施設の拡充等を行っても、納付義務者とはなりません。

Q 3-8 会社が解散(倒産)した場合の納付義務の取扱いは、どうなるのですか？

A 会社が解散(倒産)し、事業を引き継ぐ法人がない場合は、清算終了の日をもって納付義務が消滅しますが、清算終了時までには、賦課金を申告・納付する義務があります。

なお、合併などにより事業が引き継がれることがありますが、この場合は6ページの(3)及びQ3-13、3-14を参照してください。

Q 3-9 廃止施設であるか否かは、どのように判断するのですか？

A 廃止施設であるか否かは、原則として大防法に基づき「ばい煙発生施設使用廃止届出書」を都道府県等に提出しているか否かによって判断します。

「ばい煙発生施設使用廃止届出書」を提出していれば、廃止施設とみなします。

Q 3-10 ばい煙発生施設の一部を廃止または能力を変更した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？

A 1987(昭和62)年4月1日に、納付義務者としての要件を満たしていた事業者が、その後ばい煙発生施設の一部を廃止または能力の変更等を行い、最大排出ガス量の合計が旧指定地域で $5,000\text{m}^3\text{N/h}$ 未満、その他地域で $10,000\text{m}^3\text{N/h}$ 未満に減少した場合であっても賦課金の申告・納付の義務を負うこととなります。

Q 3-11 ばい煙発生施設のすべてを廃止し、大防法の届出対象外の施設に更新した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？

A 1987(昭和62)年4月1日において、納付義務の要件を満たしていた事業者が、その後ばい煙発生施設のすべてを廃止し、大防法の届出対象外の施設に更新した場合であっても、それら施設から排出されるSO_x量を算定し、賦課金を申告・納付する義務を負うこととなります。

Q 3-12 事業の停止によって、ばい煙発生施設のすべてを廃止した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？また、工場・事業場を移転した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？

A いずれの場合も納付義務は継続されます。現在分の取扱いについてはケースによって異なりますので、必ず機構に算定方法について相談してください。

Q 3-13 1987(昭和62)年4月1日以降に会社の合併があった場合、過去分賦課金の計算の基礎になる過去分SO_x累積換算量はどのようになるのですか？

A 合併によって消滅することとなる会社の過去分SO_x累積換算量は、合併後の新会社または存続会社に包括的に承継されることとなります。

Q 3-14 合併、会社分割、事業譲渡、施設の賃貸借等により組織形態が変わった場合の取扱いはどうなるのですか？

A 合併、会社分割、事業譲渡、施設の賃貸借等により組織形態が変わった場合も原則として納付義務は承継されます。

組織形態の変更については、それぞれのケースごとに個別に判断していますので、そのような事案が発生する場合は、まず機構に問い合わせてください。

Q 3-15 前年の途中(2021年6月)に施設の一部を廃止したため、最大排出ガス量の合計が15,000m³N/hから12,000m³N/hに減少しました。この場合、廃止した施設の分のSO_x量は申告する必要がありますか？

A 前年中(1～12月)に当該工場から排出されたすべてのSO_xが申告の対象となりますので、2021年1月から廃止した6月までの間、SO_xの排出実績があれば、この分も申告する必要があります。そのため、申告書と併せて算定様式を提出してください。この場合、現在分賦課金と過去分賦課金の合計額を申告・納付する必要があります。

4 申告書の記載方法

代表者または代理人

- (1) 納付義務者は、すべての申告において代表者印、代理人印とも押印の必要はありません。
- (2) 押印の廃止に伴い、代理人を選任せずに申告書の代表者印の押印省略が可能となりました。
そのため、申告時に代理人欄を空欄にいただければ、代理人選任・解任届出書の届出は不要となりますので、代理人欄については空欄とし代表者名により申告いただくことを推奨しています。
なお、代理人による申告の必要がある場合には、「代理人選任・解任届出書」を提出してください。
- (3) 「申告書」の記載事項を訂正する場合は、二重線で訂正してください。

<質疑応答集>

Q 4-1 代理人を選任していない場合でも、「申告書」の代理人欄に記入する必要がありますか？

A 必要ありません。

Q 4-2 賦課金を延納申請する場合、延納回数は4回未満でも可能ですか？

A 賦課金額が30万円以上である納付義務者が延納することができますが、4回未満は選択できません。「全納」か「4期に分けて延納するか」どちらかを選ぶ必要があります。

5 申告と納付の方法

申告書の提出	(1) 用紙申告及びFD・CD申告の2023年度申告関係書類は、商工会議所宛に <u>2023年5月15日(月)まで</u> に提出してください。
納付	(2) 納付は、所定の賦課金納付書によって取扱金融機関の本支店またはPay-easyによって各金融機関のインターネットバンキングで行う方法を案内してください。 なお、取扱金融機関で納付する場合の手数料は不要です。
	【参考】 商工会議所一覧は、2023年度版「汚染負荷量賦課金申告・納付の手続き」(以下「申告・納付の手続き」という。)の63ページを、取扱金融機関は46～47ページをそれぞれ参照してください。

<質疑応答集>

Q 5-1 工場・事業場が複数ある場合は、それぞれの申告書を本社がまとめて直接機構へ提出してもよいですか？

A まとめて直接機構へ提出することはできません。必ず工場・事業場を管轄している商工会議所へ、それぞれ提出してください。

なお、各工場・事業場の賦課金の納付は、本社等で一括納付することも可能です。その場合は、「納付書」の「複数事業所分をまとめて納付」欄の「する」に○を付し、「納付書」の第3片(領収済通知書)裏面に、その明細を忘れずに記入してください。なお、ペイジーの場合は、工場・事業場ごとに入力する必要があります。

Q 5-2 「申告・納付の手続き」(46ページ)及び「納付書・領収証書(裏面)」に記載のある金融機関以外でも賦課金の納付は可能ですか？

A 賦課金の納付は、「申告・納付の手続き」または「納付書・領収証書(裏面)」に記載している金融機関以外でも納付ことは可能ですが、その場合には振込手数料が必要になります。

Q 5-3 申告・納付期限までに申告が間に合わないと言われた場合の対応方法について教えてください。

A 一部の申告書にかかる送付が遅れている場合は、その旨の連絡文書等を添付のうえ、送付可能な他の申告書等を優先して、申告・納付期限後10日以内に機構に到着するように送付してください。徴収実施期間までは、納付義務者に申告・納付の督促を行ってください。

すべての申告書にかかる送付が遅れている場合は、納付義務者に対して実施した督促状況及び事業者の状況確認の内容等を委託業務関連オンラインシステムの「未申告事業所の表示／印刷」メニューの「未申告になった状況」欄に記入し、機構へご連絡ください。

Q 5-4 申告・納付期限までに納付が間に合わないと言われた場合の対応方法について教えてください。

A 該当の納付義務者から直接、機構にご連絡いただくか、各地から機構に、該当事業者の賦課金番号と納付が遅れる旨・納付がいつ頃になるかをご連絡ください。

Q 5-5 申告額と異なる金額を納付してしまった場合の対応方法について教えてください。

A 納付義務者に対して修正印による修正等は求めず、付箋にて振込金額を間違えてしまった旨を記載するとともに、電話にて機構に当該事情の内容、事業者名、賦課金番号を伝えてください。

5月16日以降に機構が申告書の額と納付金額の審査を開始するので、6月以降、過不足金について対応がなされます。

Q 5-6 各地商工会議所から納付義務者へ申告関係書類を送付する際の注意点を教えてください。

A 商工会議所から納付義務者へ申告関係書類を送付する際、事業者名があらかじめ印刷された書類が他の納付義務者へ送付されてしまうといった書類の誤送付が過去に発生しています。書類の誤送付は法人・個人情報の漏洩につながる恐れがあるため、絶対に発生させてはならない事案とご認識いただければ幸いです。

- ・ 書類の誤送付を防ぐため、「汚染負荷量賦課金徴収関連業務の手引き」のⅢ1. を必ずご確認のうえ、資料組みと封入、封緘前の再確認を必ず複数名・複数階層で行ってください。また、送付記録が残りがつ受取の確認ができる手段での発送を推奨します。

4月上旬に納付義務者に到着するよう発送をお願いします。

Q 5-7 各地商工会議所から機構へ申告関係書類を送付する際の注意点を教えてください。

A 各地商工会議所、日商、機構の3者における修正・再送付に係る不要の手間の発生を防ぐため、以下に記載する作業を確実に行っていただくよう、ご協力の程よろしくお願いたします。

- ①「申告書送付表(用紙申告分、FD・CD申告分)」・「オンライン申告事業者連絡表」の添付
申告書の送付にあたっては、委託業務関連ファイルシステムからダウンロードして必要事項を入力し、「申告書送付表(用紙申告分、FD・CD申告分)」および「オンライン申告事業者連絡表」を出力のうえ添付して郵送してください。
- ②申告書への商工会議所受付印の押印
「汚染負荷量賦課金徴収関連業務の手引き」**Ⅲ4. (2)**に記載のとおり、商工会議所による受理印を押印する必要がある書類には、確実に押印していただきますようお願いいたします。
- ③用紙申告とFD・CD申告の混在防止
「用紙申告」の事業者が、FD・CD申告の際に使用するエクセルファイルをダウンロード・入力し、印刷したものを「用紙申告」として提出する事案が発生しています。用紙申告の場合、申告書は4枚つづり(複写式)のものになりますので、万一間違いが判明した場合は、事業者への再提出の依頼をお願いいたします。
- ④用紙申告の申告書3枚目「商工会議所用」、4枚目「事業者用」の機構への誤送付防止
「汚染負荷量賦課金徴収関連業務の手引き」**Ⅲ4. (2)**に記載のとおり、「商工会議所用」は貴所にて、「事業者用」は当該事業者へ確実な方法で返却し、機構へ送付する分には含めないようお願いいたします。
- ⑤FD・CD申告の申告書(コピー)の保存
「汚染負荷量賦課金徴収関連業務の手引き」**Ⅲ4. (4)**に記載のとおり、印刷された申告書はコピーし、「商工会議所用」として貴所で保管をお願いいたします。
- ⑥オンライン申告書情報の保存
「汚染負荷量賦課金徴収関連業務の手引き」**Ⅲ4. (5)**に記載のとおり、オンライン申告内容を確認した後、オンライン申告書情報を印刷して「商工会議所用」として貴所で保管をお願いいたします。
- ⑦「汚染負荷量賦課金申告における現在分SO_x排出状況(前年度との乖離状況一覧)」の送付
「徴収関連業務の手引き」**Ⅲ4. (6)**に該当する場合、作成し送付してください。

※「徴収関連業務の手引き」**Ⅲ8. (1)**に記載のとおり遅くとも申告・納付期限後10日以内に機構へ到着するよう送付をお願いします。

※送付記録が残りかつ受取の確認ができる手段(書留郵便小包等。普通郵便は不可)での発送を確実に行ってください。

6 硫黄酸化物の年間排出量の算定

SO _x 排出量	硫黄酸化物の排出量の算定には、過去分賦課金の基礎となる算定基礎期間におけるSO _x 排出量(過去分SO _x 累積換算量)の算定と、現在分賦課金の基礎となる前年のSO _x 排出量(現在分)の算定があります。
累積換算量	<p>(1) 過去分SO_x累積換算量の算定</p> <p>算定基礎期間における各事業所のSO_xの各年間排出量に、各年の換算係数をそれぞれ乗じて合計します。</p> <p>各事業者の数值は、各々の申告書の過去分累積換算量欄に、オンライン申告及びFD・CD申告では自動的に表示され、用紙申告ではプリントされています。</p> <p>【参考】</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>・算定基礎期間</p><p>1982(昭和57)年～1986(昭和61)年の5年間をいいます。なお、この期間は将来にわたって固定された期間です。</p><p>・換算係数</p><p>算定基礎期間における各年度の賦課料率(単位円/立方メートル)の1/1000の数值(単位なし)をいいます。なお、この換算係数は昭和62年政令第368号にて公布されています。</p></div>
SO _x 排出量の算定	<p>(2) 前年(2022年1月1日から2022年12月31日まで)のSO_x排出量の算定(現在分)</p> <p>① 算定の方式は、公健法施行規程第3条本文に示されている方法(すなわちA様式)によることが原則です。</p> <p>② D様式は、地方公共団体等の清掃工場専用様式です。一般の事業所はA様式を使用してください。</p> <p>③ E様式は脱硫効率、b様式は排出ガスの測定結果を明らかにする書類です。</p>

【注意事項】

- 算定様式を選択に当たって疑問がある場合は、機構に問い合わせてください。
- 施設名を必ず記入してください。
- 燃原料が液体及び固体の場合の SO_x 排出量の計算において、22.4/32 を乗じていないものが一部にみられます。必ず乗じてください。

7 A 様式を用いる場合の算定方法

	<p><A様式について></p> <p>(1) A様式は燃原料及び廃棄物の使用量、密度及び含有硫黄分からSO_x排出量を求める場合に使用する最も標準的な様式です。</p> <p>(2) A様式の記入上の注意</p>
No.	<p>(イ) No.</p> <p>上欄に様式ごとの通し番号を、下欄に全枚数を記入します。</p>
脱硫の有無	<p>(ロ) ⑥脱硫の有無</p> <p>該当する脱硫項目にすべて○印を付します。</p>
密度	<p>(ハ) ⑨密度</p> <p>小数点以下3けたまで記入します。</p>
含有硫黄分	<p>(ニ) ⑩含有硫黄分</p> <p>%表示で小数点以下2けたまで記入します。</p>
各数値の取り扱い	<p>(3)成績表の数値の取扱い</p> <p>密度-----小数点以下4けた目を切り捨て、3けたまでとします。</p> <p>含有硫黄分--小数点以下3けた目を切り捨て、2けたまでとします。</p>
加重平均値	<p>(4)加重平均値を求める場合の注意</p> <p>密度-----加重平均した数値は小数点以下4けた目をJIS Z 8401(数値の丸め方)による方法または四捨五入によって、小数点以下3けたまでの数値とします。</p> <p>含有硫黄分--加重平均した数値は%表示で小数点以下3けた目をJIS Z 8401による方法または四捨五入によって小数点以下2けたまでの数値とします。</p>

【注意事項】

含有硫黄分を加重平均する際には、「申告書類作成マニュアル」(以下「作成マニュアル」という。)(39～43ページ)を参照し、必ず密度を加味してください。

なお、加重平均をしたときは、JIS Z 8401による方法(「作成マニュアル」75ページ参照)または四捨五入によって端数処理した数値を記入してください。

【参 考】

燃原料コードの記入例(「作成マニュアル」の73ページ参照)

- ・混合した状態で重油を購入し使用している場合:混合重油…コード 09
- ・オフガスを使用している場合:その他の気体燃料…コード 59

標準的硫黄分

(5)標準的硫黄分

標準的硫黄分を使用し、かつ廃棄物等の焼却時の水分を分析しており、その結果が「作成マニュアル」(73ページ)の標準的硫黄分一覧による平均的水分と異なる場合は、焼却量を補正し、標準的硫黄分をそのまま乗じてSO_x排出量を求めてください。

補正後の焼却量の計算

$$\text{補正後の焼却量(kg)} = \text{焼却量(kg)} \times \frac{100 - W}{100 - W_0}$$

W = 焼却時に分析した水分(%)

W₀ = 「作成マニュアル」の73ページに記載されている平均的水分(%)

<質疑応答集>

Q 7-1 様式の使用枚数は、燃原料の種別ごと、脱硫装置ごとに様式を作成することになっていますが、具体的に説明してください。

A 例えば、A重油とC重油を使用しているときは、A重油でA様式1枚、C重油でA様式1枚を作成してください。

また、年の途中で燃原料を変更した場合は、新たにもう1枚A様式を作成してください。

さらに、同じ燃原料を使用しているも、脱硫装置が設置されている施設と、設置されていない施設がある場合は、それぞれA様式を分けて作成してください。

Q 7-2 液体燃料をkg単位で管理している場合、密度の記入はどうすればよいですか？

A 「使用量の単位」の欄のkgを○で囲み、密度の欄の記入は不要です。

Q 7-3 加重平均はどんな場合に必要ですか？

A 加重平均は、密度及び含有硫黄分の平均を求めるときに、それぞれの数値に使用量等を乗じて平均する方法で、複数の購入先あるいは複数の製造ロットの燃料を同一タンクに受け入れ、同一月内に使用した場合などにおいて、月別の平均密度及び含有硫黄分を求める場合に必要です。

なお、前月繰越分がある場合は、繰越分を含めて加重平均してください。

Q 7-4 購入先の「試験成績表」が各月ない場合はどうすればよいですか？

A 重油等の購入先の「試験成績表」は、製造ロットごとに異なりますので、密度・含有硫黄分が変わるごとに取り寄せてください。

使用している重油等が前月と同じロットであれば同一の密度・含有硫黄分となります。

Q 7-5 「試験成績表」を月1枚しかもらっていないが、その数値を月間に適用してもよいですか？

A 購入先からその月に同一ロットのものが供給されていれば、適用して構いません。

Q 7-6 含有硫黄分が0.01%未満の灯油等の燃料で「試験成績表」がない場合がありますが、どうすればよいですか。また、この場合の申告はどのようにすればよいですか？

A 購入先に問い合わせ、「試験成績表」を取り寄せてください。ただし、都市ガスについては不要です。

また、灯油、LPG等で含有硫黄分値が0.01%未満の場合は、年間計欄に使用量と代表的な密度及び含有硫黄分(0.00)を記入し、SO_x排出量欄は「0.0」として記入してください。記入方法は、「作成マニュアル」(16～17ページ)を参照してください。

Q 7-7 使用燃原料が「作成マニュアル」のコード表(73ページ)に見当たらない場合のコードは、どのように適用すればよいのですか？

A 燃原料コード表に記載されている液体燃料・固体燃料・気体燃料・廃棄物・原材料の区分の中にそれぞれ「その他」のコードがあります。この中から該当するコードを選び、できる限り具体的な燃原料名を記入してください。該当するコードが見当たらない場合は、機構へ問い合わせてください。

Q 7-8 数種類の廃棄物が混入していて含有硫黄分が不明の場合はどうすればよいですか？

A 廃棄物の種類ごとの量を算出し、「作成マニュアル」(73ページ)の標準的硫黄分一覧の数値を用いて申告してください。一覧にある平均的水分と異なる場合は水分補正をしてください。標準的硫黄分が分類にない場合は、機構へ問い合わせてください。

Q 7-9 「作成マニュアル」中の標準的硫黄分とはどのようなものですか？
また、どのような場合に用いられればよいですか？

A 「作成マニュアル」(73ページ)の標準的硫黄分一覧は、全国的な平均値です。事業所における廃棄物等の含有硫黄分が不明な場合に用います。

なお、この標準的硫黄分は、平均的水分を加味した湿り状態で表示してあります。

廃棄物等の焼却時の水分が、平均的水分と異なる場合は、焼却量を補正する必要があります。

「作成マニュアル」に記載のない廃棄物等については、含有硫黄分を分析してください。

Q 7-10 廃棄物を自社分析(または第三者分析)した結果、「作成マニュアル」の標準的硫黄分と異なる値となった場合、分析値を用いてSO_x排出量を算定してよいですか？

A 分析値を使用してください。この場合、分析方法・分析者及び分析データを明記した資料を添付してください。

Q 7-11 廃棄物の量が把握できないときはどうしたらよいですか？

A できるだけ廃棄物の量を把握してください。どうしてもわからない場合は、例えば、「定格能力 × 稼働時間」として算定してください。

Q 7-12 多種類の廃棄物を焼却している場合、それぞれ別の用紙を用いるべきですか？

A 産業廃棄物を焼却している場合は、種類ごとに焼却量を把握し、個々にA様式を用いて算定してください。

8 B、C、D 様式を用いる場合の算定方法

B様式

<B様式について>

- (1) B様式は、排出ガス量、O₂濃度、SO_x濃度等の排出ガス測定によってSO_x排出量を算定する場合に用いますが、この場合必ず2か月に1回以上(常時測定義務のある施設は1か月間の平均値を用います。)の測定が必要です。
- (2) 燃原料の使用量、密度、含有硫黄分のデータが不明または不正確であっても概略値を記入します。
- (3) 記入方法等は「作成マニュアル」(19～23ページ)及び様式裏面の「記入上の注意」を参照してください。
- (4) 排出ガス測定の結果を明らかにする書類としてb様式を添付します(20ページ参照)。

【参考】

大気汚染防止法に定める測定回数

大気汚染防止法第16条

大気汚染防止法施行規則第15条

1施設の排出口において排出SO_x量が10m³N/h以上の場合は2か月を超えない作業期間ごとに1回以上、10m³N/h未満の場合は、年に1回以上の測定が必要です。

C様式

<C様式について>

- (1) C様式は、製品等に硫黄分が吸収される場合に用いますが、施設に装入する硫黄分を含有する燃原料及び産出する製品等は全て記入するとともに、月1回以上の硫黄分分析値を求めることが原則です。
- (2) 原料及び製品等の含有硫黄分は、%表示で小数点以下4けた目は切り捨て、3けたまでとします。ただし、燃料の含有硫黄分は「試験成績表」などの数値を小数点以下3けた目は切り捨て2けたまでとします。
- (3) 燃原料の密度・含有硫黄分については、購入先からの「試験成績表」の数値を使用してください。含有硫黄分の異なる燃原料を同じ月に使用する場合は加重平均を行ってください。

- (4) 原料及び製品等の含有硫黄分に自社分析値を用いる場合は、その理由、分析方法、分析者及び分析データを明記したものを添付してください。
- (5) 必ず月ごとに小計欄を設けるとともに月ごとの硫黄量(1)、硫黄量(2)及びSO_x排出量を記入してください。
- (6) 記入方法等は「作成マニュアル」(24～30ページ)を参照してください。

【参 考】

月間産出側硫黄量が月間装入側硫黄分より多くなることはありません。産出側硫黄量が多くなった場合には、使用量、生産量の把握方法、さらに含有硫黄分の分析方法について見直してください。

D様式

<D様式について>

- (1) D様式は、一般廃棄物を焼却する地方自治体等の清掃工場のみが使用する様式です。
- (2) 脱硫装置を設置し、脱硫効率を適用する場合には、E様式も併せて作成してください。
- (3) 排出ガス測定によって算定する場合は、2か月に1回以上の測定が必要です。この場合、b様式を併せて作成してください(20ページ参照)。
- (4) 記入方法等は「作成マニュアル」(31～38ページ)を参照してください。

【注意事項】

助燃剤を使用している場合は、D様式に記入欄がありますので、こちらで計算してください。(なお、A様式で算定した場合は、重複しないように注意してください。)

<質疑応答集>

Q 8-1 B様式を用いる場合、燃原料の種別、使用量、密度及び含有硫黄分は、排出SO_x量の算定の過程を示すものではないため、不要ではありませんか？

A 排出SO_x量の目安としますので、燃原料の種別、使用量、密度及び含有硫黄分はできる限り記入してください。

Q 8-2 排出ガスの測定によって、SO_x排出量を算定する場合、測定回数は何回が妥当ですか？

A 原則2か月に1回以上実施してください。

Q 8-3 燃原料の使用量、含有硫黄分等が月別に明らかになっていますが、2か月に1回の測定データがあるので、B様式を用いて申告してよいですか？

A B様式はいわゆる特例方式で、A様式によって算定することが困難な場合(使用量、含有硫黄分、脱硫状況がつかみにくい等)に用いることになっていますので、この場合はA様式で算定してください。

Q 8-4 C様式で、原料、製品等の含有硫黄分のけた数が、A様式に比し、1けた下げられている理由は何かあるのですか？

A C様式は装入する硫黄量と、産出する硫黄量の差からSO_x排出量を求めるものです。このため、装入側と産出側の硫黄量を正確に求める必要があることから、小数点以下3けたに統一しています。

Q 8-5 廃棄物であればすべてD様式を使用してもよいですか？

A 廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物とに区別します。一般廃棄物を焼却する清掃工場の場合、D様式を使用してください。D様式は、地方公共団体の清掃工場専用様式のため、一般の企業では使用できません。

なお、産業廃棄物は、その種類ごとにA様式を用い、SO_x排出量を算定してください。

Q 8-6 都市ごみの含有硫黄分が自社分析(または第三者分析)によって明らかな場合は、自社分析値を用いてよいですか？

A 分析値を使用してください。この場合は、分析方法、分析者及び分析データを明記した資料を添付してください。

Q 8-7 D様式を用いて、排出ガス測定によって算定する場合の測定回数は、何回必要ですか？

A B様式と同様に原則2か月に1回以上必要です。この場合、必ずb様式を添付してください。測定回数が不足する場合は、D様式「A. 廃棄物の硫黄分より算定する場合」によって算定してください。

Q 8-8 助燃剤を年間複数回購入している場合、密度・含有硫黄分は、加重平均するのですか？

A 加重平均してD様式の助燃剤等の欄に記入し、SO_x排出量を算定してください。
また、助燃剤を、D様式に記入しないでA様式を用いて申告しても構いません。ただし、この場合には、助燃剤はD様式に記入しないでください。

9 E 様式及び b 様式について

排出ガス測定

＜排出ガス測定について＞

- (1) 排出ガスの測定は、施設の平均的稼働状態の時に測定してください。
- (2) SO_x濃度の分析方法は、JIS K 0103(排ガス中の硫黄酸化物分析方法)に定める分析方法から、硫黄酸化物(SO₂+SO₃)を分析する方法を、濃度に応じて選んでください。
- (3) 排出ガスの測定については、「作成マニュアル」(44ページ)を参照してください。

【補正について】

1. 連続計などを用いてSO₂濃度を測定している場合は、SO_x濃度を測定し、補正係数を求めてください。SO_x濃度<SO₂濃度の場合は補正係数を1としてください。補正係数の求め方は「作成マニュアル」(57ページ)を参照してください。
2. 上記以外の補正は、測定時の実態に応じて補正することとし、その補正理由及び補正方法を明示してください。

JIS K 0103に定める硫黄酸化物(SO₂+SO₃)の分析方法

イオンクロマトグラフ法 0.5～290ppm

沈殿滴定法 140～700ppm

(光度滴定の場合、下限は50ppm)

比濁法 5～300ppm (附属書による)

中和滴定法 70～2,800ppm (附属書による)

(試料採取ガス量20ℓの場合)

E 及び b 様式には、SO_x濃度測定方法・採取ガス量を必ず記入してください。

E様式	<p><E様式について></p> <p>(1) E様式は、A、C及びD様式において脱硫がある場合、脱硫効率を排出ガスの測定結果等から算定するための様式です。</p> <p>(2) 記入方法や補正等は、「作成マニュアル」(46～59ページ)及び様式裏面の「記入上の注意」を参照してください。</p>
b様式	<p><b様式について></p> <p>(1) b様式は、B様式及びD様式のb欄を使用する場合に、その算定の基礎となるSO_x濃度・排出ガス量等の測定の結果を明らかにするものですから、必ず記入してください。</p> <p>(2) 排出ガス経路の簡略図中には測定位置を明確に記入してください。</p> <p>(3) A様式で算定できない理由を具体的に記入してください。</p> <p>(4) 記入方法や補正等は、「作成マニュアル」(60～69ページ)及び様式裏面の「記入上の注意」を参照してください。</p>

<質疑応答集>

Q 9-1 排出ガス測定を行う場合、O₂濃度の測定は、必要ですか？

A SO_x濃度と排出ガスを同時に測定していればSO_x量は算定できますが、排出ガスを検証するため、できるだけ測定してください。

Q 9-2 連続計でSO₂濃度を測定していますがSO_x濃度の測定が必要ですか？

A SO₂濃度の連続測定を行っている場合には、化学分析によってSO_x濃度の測定を行い、これと同時刻のSO₂濃度との比からSO₃の割合を求め、SO_x濃度への補正係数を算定してください。

Q 9-3 乾き排出ガスを燃原料の組成から計算してもよいですか？

A 排出ガス測定位置がダクトの屈曲部分または断面形状の急激に変化する部分にある等の理由で平均流速値が得にくく、排出ガスの算定が困難な場合は、平均的な燃原料の組成・使用量及び排出ガス中のO₂濃度等の値から理論計算によって乾き排出ガスを算定してください。

Q 9-4 排出ガスを苛性ソーダで洗浄しているため、SO_x濃度が検出限界以下となりますがどうしたらよいですか？

A 排出ガス測定を、より低濃度域の分析が可能な分析方法に変更してください。
また、標準的濃度範囲より低濃度の分析の場合は、イオンクロマトグラフ法によって分析してください。それでも検出限界以下となった場合には、機構へ問い合わせてください。

Q 9-5 脱硫効率の算定に係る排出ガスは、年何回測定すればよいですか？

A 1施設の排出口において排出SO_x量が10m³N/h以上の場合は、2か月を超えない作業期間ごとに1回以上、10m³N/h未満の場合は、年に1回以上の測定が必要です。
また、大防法で常時測定が義務づけられている施設は、月1回算定してください。
負荷の変動によって脱硫効率が増減する装置については、負荷が変わる期間ごとに測定するようにしてください。

Q 9-6 脱硫効率を実測値によらないで設計値、文献値等の値で申告してもよいですか？

A 脱硫効率は、実測値によって申告してください。

Q 9-7 補正後の脱硫効率を算定する場合、E様式以外の独自の様式を使ってよいですか？

A E様式を用いて算定していただきますが、E様式を用いることが困難な場合には、E様式の「1. 一般事項」及び「3. 脱硫過程の簡略図」を記入し、補正後の脱硫効率の算定過程を明らかにする書類を別途添付してください。

Q 9-8 排出ガスの測定が年2回以上の場合、E様式は何枚作成すればよいですか？

A 1つの補正後の脱硫効率の算定についてE様式を1枚作成します。もし年6回測定した場合は、E様式を6枚作成してください。また、1施設で2枚以上作成する場合で、「1. 一般事項」及び「3. 脱硫過程の簡略図」に変更がないときは、2枚目以降は同項目を省略して結構です。

Q 9-9 年に1回脱硫効率を算定していますが、途中で仕様の異なる脱硫装置に交換した場合、脱硫効率の適用期間は、どうすればよいですか？

A 脱硫装置を交換した時点で改めて脱硫効率を算定し、交換以後のSO_x排出量の算定に適用してください。旧装置の脱硫効率を新装置に適用しないでください。

10 申告書に添付すべき書類

添付書類

- (1) 申告書に添付すべき書類は、次のとおりです。
 - ① 算定の過程を示す書類(A、B、C及びD様式)
※3枚複写の上の2枚(機構用と機構用写)を提出します。
 - ② 使用量、密度及び含有硫黄分を明らかにする一覧表
 - ③ 脱硫している場合は「補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類(E様式)」
 - ④ 排出ガスの測定によってSO_x排出量を求める場合は「排出ガスの測定の結果を示す書類(b様式)」
 - ⑤ E及びb様式によることができない場合は、それらの算定過程及び測定結果を明らかにする書類

申告方法によって提出方法が異なりますので、詳細は「申告・納付の手続き」(5ページ、及び8～9ページ)を参照してください。

「使用量、密度及び含有硫黄分を明らかにする一覧表」については、加重平均を要する場合及び自社測定値に基づいて申告する場合に限ります。

なお、購入先の「試験成績表」等によって申告する場合で、加重平均を要さない場合(AまたはD様式で作成した場合で、燃原料の含有硫黄分0.01%未満のものを使用している場合を含む)は、一覧表の添付を省略することができます。

書類の保存期限

- (2) 上記の添付書類や算定様式作成の基礎となった原始帳票については、その完結の日から5年間保存(施行規程第19条)してください。
- (3) 申告書の審査において、必要がある場合には機構から文書または電話で書類の提出を求めることがあります。

<質疑応答集>

Q10-1 「試験成績表」等の添付は、省略してもよいですか？

A 燃原料の購入先からの「試験成績表」は添付していただく必要はありません。ただし、機構から必要に応じて提出をお願いすることがあります。
なお、SO_x排出量算定の基礎となった「試験成績表」等の原始帳票は、その完結の日から5年間保存してください。

Q10-2 「加重平均一覧表」を作成する上で、見本はありますか？

A 加重平均を行う場合、「作成マニュアル」(39～43ページ)を参考のうえ作成してください。
また、機構ホームページ(https://www.erca.go.jp/fukakin/fd/fd_down.php)よりExcel雛型ファイルを入手可能ですのでご活用ください。

Q10-3 含有硫黄分が0.01%未満のものについては、「加重平均一覧表」にかえて「試験成績表」を添付していましたが、添付しなくてもよいですか？

A 添付しなくても結構です。ただし、「試験成績表」等の原始帳票は、その完結の日から5年間保存してください。

Q10-4 使用量、密度及び含有硫黄分について電算処理しているのですが、「加重平均一覧表」の代わりに出力表を添付して差し支えないですか？

A 加重平均した結果の数値だけでなく、計算過程が明記されたものであれば出力表でも構いません。

Q10-5 燃料の密度、含有硫黄分について自社測定を行っている場合、どのような添付書類が必要ですか？

A 密度、含有硫黄分の数値が自社測定によらざるを得ない場合は、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記したものを添付してください。

Q10-6 賦課金を納付したことを示す領収証書写の添付は必要ですか？

A 添付の必要はありません。

Q10-7 本社等が複数の事業所の賦課金を一括して納付した場合、各事業者は、領収書写（納付書第2片）に替わるべきものとして、本社名等、納付年月日、金額、金融機関名を明らかにした書類を添付する必要がありますか？

A 必要ありません。ただし、本社等が一括納付する場合は、納付書第3片裏面の「複数事業所分をまとめて納付する場合の納付内訳」欄に工場・事業場ごとの内訳を記載してください。

Q10-8 申告書、A～Dの算定様式以外の添付書類は、機構用及び商工会議所用とで2部必要ですか？

A 機構用の1部だけで問題ありません。

11 申告等に関連する諸届出

代理人選任・
解任届出書

- (1) 申告を代理人に委任する際に提出する届出書です。過年度において代理人を選任し、その代理人に変更のない場合は、新たに提出する必要はありません。変更のあった場合に届出してください。詳しくは「申告・納付の手続き」(72ページ)を参考にしてください。

なお、押印の廃止に伴い、代理人を選任せずに申告書の代表者印の押印省略が可能となりました。

そのため、申告時に代理人欄を空欄にしていれば、代理人選任・解任届出書の届出は不要となりますので、代理人欄については空欄とし代表者名により申告いただくことを推奨しています。

電子申告等
届出書

- (2) ①オンライン申告をはじめて行う事業者、②合併、分割等により法人格が変わる事業者が提出する届出書です。詳しくは「申告・納付の手続き」(74ページ)を参考にしてください。

名称等変更
届出書

- (3) 本社、工場等の名称、所在地等に変更があった場合に提出してください。工場・事業場の移転や、閉鎖により、ばい煙発生施設等を廃止し、送付先を変更する場合にも提出してください。詳しくは「申告・納付の手続き」(76ページ)を参考にしてください。

合併、会社分割、事業譲渡、施設の賃貸借等により組織形態が変わった場合も原則として納付義務は承継されます。

組織形態の変更については、それぞれのケースごとに個別に判断していますので、そのような事案が発生する場合は、まず機構に問い合わせてください。

なお、変更が生じる場合は、「名称等変更届出書」とその事案の実態がわかる契約書、登記簿謄本などの下記添付資料(「申告・納付の手続き」12、36、40ページ参照)を遅延なく機構に提出してください。

添付資料

変更理由	添付書類
(1) 全面廃止または工場移転	① 大気汚染防止法に基づく ばい煙発生施設使用廃止届出書(写)
(2) 合併	① 合併契約書(写) ② 会社登記簿謄本(写)※ ※国税庁法人番号公表サイト等において合併内容が確認できる場合は省略可

変更理由	添付書類
(3) 会社分割・事業譲渡	① 大気汚染防止法に基づく ばい煙発生施設承継届出書(写) ② 分割契約書(写)、分割計画書(写)など ③ 会社登記簿謄本(写)
(4) 施設の賃貸借・譲渡、土地・建物の信託	① 大気汚染防止法に基づく ばい煙発生施設承継届出書(写) ② 賃貸借契約書(写)、 施設譲渡契約書(写)、 土地信託契約書(写)、 土地信託受益権売買契約書(写) 会社登記簿謄本(写)

<質疑応答集>

Q11-1 代理人等を変更する場合、届出書は2部提出しなければなりませんか？

A 1部で問題ありません。

なお、押印の廃止に伴い、代理人を選任せずに申告書の代表者印の押印省略が可能となりました。そのため、申告時に代理人欄を空欄にいただければ、代理人選任・解任届出書の届出は不要となりますので、代理人欄については空欄とし代表者名により申告いただくことを推奨しています。

Q11-2 代理人とは、公害防止管理者をいうのですか？

A 公害防止管理者である必要はありませんが、工場長など責任ある立場の人を選任してください。

Q11-3 施設が老朽化したため施設を廃止し、他の場所に新たな施設を設置した場合や、事業所閉鎖に伴い施設を廃止した場合は、どのような手続きをすればよいですか？

A 施設廃止や工場・事業場閉鎖の場合の具体的な手続きについては、機構に問い合わせてください。

Q11-4 会社を解散、清算終了して、所有していたばい煙発生施設のすべてを廃止しましたが、どのような手続をすればよいですか？

A 「申告・納付の手続き」(76ページ)の記載例を参考に、「名称等変更届出書」に必要事項を記載し、ばい煙発生施設をすべて廃止したことを明らかにする書類として大防法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書(写)及び会社登記簿(清算終了登記)謄本(写)を添え、機構に提出してください。なお、破産や解散の手続きを開始したときは、清算終了する前に必ず機構に連絡してください。

Q11-5 会社が合併した場合には、どのような手続きをすればよいですか？

A 「申告・納付の手続き」(76ページ)の記載例を参考に、「名称等変更届出書」に必要事項を記載し、合併したことを明らかにする書類として合併契約書(写)及び存続会社の会社登記簿謄本(写)を添えて機構に提出してください。

Q11-6 会社分割を行った場合には、どのような手続きをすればよいですか？

A 「申告・納付の手続き」(76ページ)の記載例を参考に、「名称等変更届出書」に必要な事項を記載し、大防法に基づくばい煙発生施設の承継届出書(写)、分割契約書もしくは分割計画書(写)、または事業譲渡契約書(写)等及び会社登記簿謄本(写)を添えて機構に提出してください。

Q11-7 ばい煙発生施設を賃貸、または譲渡した場合には、どのような手続きをすればよいですか？

A 「申告・納付の手続き」(76ページ)の記載例を参考に、「名称等変更届出書」に必要な事項を記載し、ばい煙発生施設を譲渡・賃貸したことを明らかにする書類として大防法の承継届出書(写)、譲渡等の契約書(写)及び会社登記簿謄本(写)を添えて機構に提出してください。

12 誤りの訂正・記載漏れについて

訂正・記載漏れ

用紙申告の申告書の算定内容箇所については、事業者に対して修正印による修正等は求めず、当該箇所への付箋貼り付けやメモ書きで機構にお伝えください。算定内容箇所以外については、事業者に記載漏れは記載していただき、記載誤りは二重線で消したうえ、余白へ正しい文言の記入指導をお願いします。詳細は「汚染負荷量賦課金徴収関連業務の手引き(徴収業務の実施について)の1Ⅲ(4)をご覧ください。

申告後の訂正

申告書を提出した後に、賦課金額に誤りがあることに気づいたときは、事前に機構へ連絡の上、機構の指示に従って処理してください。

所在地の記入ミス等の単純な誤りについては、機構にお問い合わせください。

13 強制徴収・罰則・書類の保存義務等

汚染負荷量賦課金に関する書類はその完結の日から5年間保存してください。

※大気汚染防止法の書類保存期間(3年間)とは異なりますので、注意してください。

また、強制徴収や罰則規定も設けられていますので、「申告・納付の手続き」(6ページ)をご参照ください。

<質疑応答集>

Q 13-1 「各地商工会議所別委託事業実績書」、「業務実施台帳」、「申告書」の商工会議所控といった委託業務関連資料の保存期間と廃棄方法について教えてください。

A 再委託契約第 26 条に基づき、申告書(商工会議所控)、委託事業実績書、業務実施台帳は、当該事業年度の翌事業年度から起算して5年間、保管をお願いいたします。その他、公害健康被害補償業務関連で商工会議所内に保存している書類も同様に5年間の保存をお願いいたします。6年目以降に廃棄する際は、個人・法人情報が含まれているため、漏えい等がないよう、シュレッダーによる破砕など確実な方法での処分をお願いします。

機構または日商からの指示により、個人・法人情報が含まれる書類等を破棄する場合は、個人・法人情報が判別できないよう必要な処置を施したうえで破棄してください。詳しくは「個人情報の取扱いに関する契約書」の第8条および第 10 条をご覧ください。

Q 13-2 事業者から提出された申告書を一時、事務所内で保管することになりました。どのような場所で保管すべきでしょうか。

A 申告書には当該事業者固有の情報が記載されているため、机上に放置するのではなく、鍵のかかる棚等に保管いただきますようお願いいたします。また、申告書と他の業務の書類の混在は、申告書紛失の原因の一つであるため、分別管理をお願いいたします。

14 各届出書の提出方法

XX年度汚染負荷量賦課金申告書

提出年月日 XX年5月10日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。

①	申告区分	賦課金区分	汚染負荷量賦課金番号		
			納付義務者番号	工場・事業場	C・D
	10	1	09999	01	0

② 納付義務者または住所を変更した場合	(イ)住所	〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310
	(ロ)氏名又は名称	青空工業株式会社
	(ハ)代表者氏名	青空 一郎 印
	(ニ)同左代理人	大森 一夫
(ホ)資本金	10,000千円	

③ 代理人を変更した場合	(イ)所在地	〒981-0818 宮城県仙台市青葉区青葉1-2-3	
	(ロ)名称	仙台工場	
	(ハ)工場長の氏名	大森 一夫	
	(ニ)業種名	木材・木製品工	
(ヘ)工場長の氏名	大森 一夫	1時間当たりの最大排出ガス量	15,000

④ 対象工場・事業場の住所または名称を変更した場合	(イ)所在地	〒981-0818 宮城県仙台市青葉区青葉1-2-3	
	(ロ)名称	仙台工場	
	(ハ)工場長の氏名	大森 一夫	
	(ニ)業種名	木材・木製品工	
(ヘ)工場長の氏名	大森 一夫	1時間当たりの最大排出ガス量	15,000

※届出書類の選び方は <https://www.erca.go.jp/fukakin/todoke/index.html> をご参照ください。

① 納付義務者名または住所を変更した場合

(1) オンライン申告 ———— オンライン申告システム名称等変更届出書から提出。

(2) FD・CD 申告 ———— 「名称等変更届出書」を用紙で提出。

(3) 用紙申告

② 代表者を変更した場合

(1) オンライン申告 ————

(2) FD・CD 申告 ———— 届出書の提出不要。変更後の代表者を申告書に記入。

(3) 用紙申告

③ 代理人を変更した場合

(1) オンライン申告

(2) FD・CD 申告

代表者で申告をする場合は届出不要。代理人で申告を希望する場合のみ「代理人選任・解任届出書」を提出。

(3) 用紙申告

押印の廃止に伴い、代理人を選任せずに申告書の代表者印の押印省略が可能となりました。そのため、代理人欄については空欄とし代表者名により申告いただくことを推奨しています。

④ 対象工場・事業場の住所または名称を変更した場合

(1) オンライン申告

オンライン申告システム名称等変更届出書から提出。

(2) FD・CD 申告

「名称等変更届出書」を用紙で提出。

(3) 用紙申告

※その他

① 対象工場・事業場の移転や閉鎖により、ばい煙発生施設等を廃止し、申告関係書類の送付先を変更する場合

(1) オンライン申告

「名称等変更届出書」をオンライン申告サイトから提出。
(用紙での提出も可)

(2) FD・CD 申告

「名称等変更届出書」を用紙で提出。

(3) 用紙申告

② 各届出書の記載例(留意点)については、「申告・納付の手続き」巻末部分を参照してください。

15 委託業務関連オンラインシステム

委託業務関連オンラインシステムは機構から配布される認証情報(ユーザ ID、仮パスワード、認証用ファイル)をもとに機構に設けた Web サイトにログインすることで(1)「納付義務予定者名簿」「委託業務関連ファイルシステム」をはじめとした各種資料ダウンロード、(2)オンライン申告の事業所にかかる検索、申告内容閲覧、(3)機構への報告データのオンラインでの事務処理の作業が行うことができます。操作方法については「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」をご覧ください(委託業務関連オンラインシステムよりダウンロードできます)。

Q 15-1 申告納付相談・説明会や「委託業務関連オンラインシステム」の利用など本業務を推進するにあたり、作業に利用するパソコンのスペックの基準はありますか？

A 次の条件を満たすパソコンでの作業をお願いいたします。

OS	● Windows 10
アプリケーションソフト	● Excel 2016、Excel 2019 のいずれかのアプリケーションが使用可能なこと
ブラウザ	● Microsoft Edge 256 ビット TLS 暗号化通信が可能なこと
接続環境	● インターネットに接続されていること

Q 15-2 「委託業務関連オンラインシステム」ログイン用のID、パスワード、認証情報を紛失しました。どのように対応すればよろしいでしょうか？

A 紛失した可能性があることが発覚した時点で、速やかに日商産業政策第二部(03-3283-7836)へ電話による連絡をお願いいたします。ご連絡をいただいた後、日商と機構で対応策を検討し、決定いたしましたら、その内容をご連絡いたします。

- ・「委託業務関連オンラインシステム」には、「納付義務予定者名簿」が保管されています。当該情報は、「再委託契約書」「個人情報の取扱いに関する契約書」における情報保護の対象となっており、万が一漏洩した場合、再委託契約の解除につながるおそれがあります。
- ・このため、オンラインシステムへのログイン用 ID、パスワード、認証情報(CD)は、紛失することのないよう、本業務担当者および担当管理職が連携して適切な保管・管理をお願いいたします。

16 申告納付説明・相談会

汚染負荷量賦課金制度への理解・協力を得るため、事業者に対して申告納付説明・相談会を案内してください。2023年度は前年度に引き続き動画を視聴する方式で実施します。各地商工会議所におかれましては、対象事業者への開催案内送付をお願いします。質問は賦課金特設サイトの個別質問フォーム等により受付しますが、原則として各地商工会議所で対応をお願いいたします。

【賦課金特設サイト】 <https://www.erca.go.jp/fukakin/tokusetsu/>

17 トラブル対応

万一、業務の過程で書類の誤送付や紛失による情報漏洩等のトラブルが発生した場合、その対応は迅速かつ関係者が緊密に連携して行う必要があります。個人情報の漏洩事案の発生を把握されましたら、速やかに日商へ報告をお願いいたします。機構への報告は日商より行います(機構または日商が把握した場合は、速やかに当該商工会議所へ連絡いたします)。事案が発生いたしましたら、事実調査と影響範囲の特定、原因の究明、再発防止策の検討・実施を速やかに行うことが重要です。こうした対応の円滑な実施に対するご協力をお願いいたします。

誤送付・紛失に伴う個人・法人情報の漏洩が、当該企業における何らかの損失発生につながるおそれを排除することはできません。また、日商と各地商工会議所は「個人情報の取扱いに関する契約書」を締結しており、個人情報の漏洩は「あってはならない事態」であることを改めてご認識いただければ幸いです。申告関係書類の発送前に封入内容に間

違いがないかどうか、複数名での確認を徹底していただきますようお願い申し上げます。